

定 款

— 目 次 —

第 1 章	総則	1
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 章	会員	1
第 4 章	総会	3
第 5 章	役員	5
第 6 章	理事会	7
第 7 章	財産及び会計	10
第 8 章	事務局	12
第 9 章	情報公開及び個人情報の保護	12
第 10 章	定款の変更、合併及び解散等	13
第 11 章	公告の方法	13
第 12 章	補則	14

2025年6月

公益社団法人日本中国友好協会

公益社団法人日本中国友好協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本中国友好協会（公益社団法人日中友好協会と略し、英語表記は JAPAN-CHINA FRIENDSHIP ASSOCIATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日中共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神を遵守し、日本国と中華人民共和国両国民の相互理解と相互信頼を深め、友好関係を増進し、もって日本とアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本からの訪中団の派遣と幹旋及び中国からの訪日団の受け入れと幹旋
- (2) 日本からの留学生の派遣と幹旋
- (3) 在日中国人留学生の支援事業
- (4) 日本における中国語の普及及び中国における日本語の普及のための支援
- (5) 日中両国の友好都市間の交流の推進
- (6) 在日華僑及び華人との交流活動及び支援と協力
- (7) 中国における環境の保全、保護及び環境に関する協力
- (8) 文化、芸術、教育、科学技術及びスポーツ等の公演、展示及び講演等の開催
- (9) 中国の情報並びに日中友好交流に関する会報等の発行
- (10) 出版事業
- (11) 中国知識検定の実施
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

2 正会員は、次の各号に該当するものとする。

(1) 都道府県において日中両国の友好関係を促進する事業を行っている都道府県日中友好協会(以下「県協会」という。)。ただし、各都道府県、それぞれ1組織を正会員とする。

(2) 総会で役員に選任された学識経験者

3 賛助会員は、理事会の承認を受けたこの法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人、法人又は団体。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会及び退会規程により申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

(会費及び経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める会費等規則に基づき、入会金と会費とを納める。

2 正会員である県協会は、総会において別に定める会費等規則に基づき、法人運営費及び会報発行維持費を納める義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款、規則及び規程、又は総会の決議に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員として義務を2年間以上履行しないとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、代表理事は当該会員に対し、除名決議を行う総会の7日前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、代表理事は当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

- (4) 県協会が解散したとき。
- (5) 所属する法人又は団体が解散したとき。
- (6) 2年間以上会費等を滞納したとき。
- (7) 除名されたとき。
- (8) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会は、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書及び事業報告書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 他の法人との合併又は事業の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は毎年1回6月までに開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が代表理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第 15 条 総会は、前条第 3 項第 2 号の規定により正会員から招集の請求があった場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員(県協会は当該県協会の代表者)の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(定足数)

第 19 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(書面表決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 18 条及び第 19 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印する。

(総会の運営)

第 22 条 総会の運営に必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則による。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 人以上 35 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち、1 人を会長、副会長 6 人以内、1 人を理事長、1 人を副理事長、1 人を専務理事、8 人以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 24 条 役員は、総会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者、又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事、又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 役員の選任は定款に定めるもののほか、総会において別に定める役員選考委員会規則により行う。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令、この定款及び理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その

業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、この定款及び理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する
- 4 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、この定款及び理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行するとともに、事務局を統括する。
- 5 常務理事は、会長、理事長及び専務理事を補佐し、法令、この定款及び理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の中、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は

現任者の残任期間とする。なお、増員による監事は、第2項を適用する。

- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規則で支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規則に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
 - (3) この法人がその理事の債務の保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なくその取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、常務顧問、顧問及び参与)

第31条 この法人に、名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、常務顧問、顧問及び参与を若干名置くことができる。任期は、第27条第1項を適用する。

- 2 名誉顧問、名誉会長及び名誉副会長は、総会において決議し、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉顧問、名誉会長及び名誉副会長は重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、意見を述べる。
- 4 常務顧問、顧問及び参与は、理事会において決議し、代表理事が委嘱する。
- 5 常務顧問、顧問及び参与は、理事会の諮問に応じ、意見を述べる。また、理事会が委嘱した特別な事項について調査研究し、報告する。
- 6 名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、常務顧問、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 事業報告及び収支計算等の承認
 - (5) 事業計画案及び収支予算案の承認
 - (6) 顧問及び参与の選定及び解職
 - (7) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
 - (8) 規程の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) その他法令で定められた事項

(開催)

第 34 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から代表理事に対し、招集の請求があったとき、又は同項第 6 号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、その理事会において出席理事の中から選出する。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について、特別な利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。
- 3 理事は、理事会に代理人を出席させ、議決権を代理行使させることはできない。
- 4 理事は、書面による議決権の行使はできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が役員の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会の設置)

第42条 この法人の業務執行推進のために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、常置委員会と時限委員会の2種とする。なお、時限委員会は、当該事業年

度内に完結するものとする。

- 3 委員会の委員長は、業務執行理事または理事会で選任された理事が担当し、理事の場合は必ず担当の業務執行理事を置き、担当業務執行理事の監督のもとに委員会の運営にあたる。委員は理事会が選任及び解職する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項並びに必要な費用は、理事会の決議により別に定める。
- 5 委員会の担当業務執行理事は、委員会の進捗状況を業務執行理事会及び理事会に報告し、説明しなければならない。議長の承認を得て委員長に報告を委任することを妨げない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は次のものをもって構成する。
 - (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議したもの。
 - (2) 公益認定を受けた日以後に前号の基本財産として寄付された財産。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会において別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理につとめるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分、又は担保に提供する場合には、第18条第2項第6号の規定による。
- 3 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事、又は代表理事から委任を受けた理事が行うものとし、理事会において別に定める基本財産管理規程による。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の定時総会に報告するものとする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成する。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書(以下「計算書類等」という。)
 - (6) 財産目録
- 2 代表理事は、作成した前項の書類を監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時総会において事業報告の報告を行い、計算書類等は承認を受けるものとする。
- 3 前項の計算書類等は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第 2 項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 5 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 48 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 5 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることができる理事の過半数の理事が出席し、出席した理事の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合にあっては、前項と同様の決議を経なければならない。

(会計原則等)

第 50 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める会計処理規程による。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務処理規程による。

(備え置き帳簿及び書類)

第52条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 正会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員の報酬等及び費用に関する規則
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) 総会の代理権を証明する書面
 - (12) 総会の議決権行使書
 - (13) 総会の全員同意書面
 - (14) 会計帳簿
 - (15) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧及び備え置き期間については、法令で定めるほか前条第4項に定める事務処理規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報保護規程による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 55 条 この定款の変更は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって変更することができる。

2 定款を変更したとき、すみやかに行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 56 条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 57 条 この法人は、法人法第 148 条第 1 号並びに第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 59 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、

官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は加藤紘一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

- 1 この定款の変更は、総会の決議の日(平成 27 年 6 月 18 日)から施行する。
- 2 この定款の変更は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。
- 3 この定款の変更は、総会決議後の令和 5 年 6 月 9 日から施行する。
- 4 この定款の変更は、総会決議後の令和 7 年 6 月 13 日から施行する。

